

足立区住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、民間賃貸住宅市場において事故やトラブルに対する不安等により、入居を拒まれることがある住宅確保要配慮者の居住の安定確保のため、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「住宅セーフティネット法」という。）第9条第1項第7号に規定する住宅確保要配慮者専用賃貸住宅（以下「専用住宅」という。）への家賃低廉化の補助（以下「補助対象事業」という。）を行うことで、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居の円滑化を図ることを目的とする。

(通則)

第2条 足立区住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅補助金（以下「補助金」という。）の交付に関しては、住宅セーフティネット法、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成29年国土交通省令第63号）、国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成29年厚生労働省・国土交通省令第1号）、東京都住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画（平成30年策定）、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付国官会第2317号）、公的賃貸住宅家賃対策調整補助金交付要綱（平成18年3月27日国住備第132号）、東京都住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅補助金交付要綱（平成30年4月26日30都市住政第43号）、その他関係法令及び関連通知によるほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 家賃低廉化 この要綱による補助金の交付により対象住宅への入居の同意を得た者（以下「入居者」という。）が負担する家賃の低廉化を図ることをいう。
- (2) ひとり親世帯 次にあげる要件の全てを満たす父又は母が世帯主の世帯をいう。
 - ア 児童育成手当又は児童扶養手当を受給していること。
 - イ 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの子を扶養していること。
 - ウ 養育者が父又は母のいずれか一人のみで親子のみの世帯であること。
- (3) 児童養護施設等退所者世帯 足立区内の児童養護施設等（児童福祉法 第6条の3、第6条の4、第33条の6、第41条）退所者で満18歳から満23歳の単身世帯をいう。

- (4) 住宅確保要配慮者 第2号、第3号に掲げる者をいう。
 - (5) 公共住宅 東京都住宅供給公社の賃貸住宅をいう。
 - (6) 賃貸人 賃貸借契約により、賃借人へ民間賃貸住宅及び公営・公共賃貸住宅を使用させる団体及び個人をいう。
 - (7) 申請者 家賃低廉化の補助金を受領する賃貸人をいう。
- (補助金の交付対象となる事業)

第4条 補助金の交付対象は、住宅セーフティネット法による専用住宅として登録している賃貸住宅に住宅確保要配慮者を入居させる賃貸住宅事業とする。

(家賃低廉化に要する費用の補助)

第5条 区長は、予算の範囲内において、第9条の要件を満たす世帯に対して、当該世帯に係る家賃の負担を軽減するため、当該世帯が第4条の対象住宅に入居している期間において、月額上限4万円又は家賃の半額のいずれか低い額の補助金を交付するものとする。

2 補助金の額は1,000円を単位とし、1,000円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

3 第1項に定める対象住宅は、近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失しないよう定められる家賃であるものとする。

(単年度における家賃低廉化の補助の上限)

第6条 一の専用住宅において、第5条の家賃低廉化に要する費用の補助の単年度における補助上限額は、合計して最大48万円とする。

(家賃低廉化の補助の対象者)

第7条 家賃低廉化の補助の交付を受けようとする者は、次の各号に掲げる全ての要件に該当する者とする。ただし、区長が特に必要と認める場合はその限りではない。

- (1) 区内の専用住宅の賃貸人であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員並びに足立区暴力団排除条例（平成24年10月足立区条例第37号）第2条2号及び3号に規定する暴力団員及び関係者でないこと。

(家賃低廉化の補助の期間)

第8条 第5条における補助期間は、専用住宅として管理を開始してからひとり親世帯は10年間、児童養護施設等退所者世帯は5年間とする。

2 前項における補助期間は、賃貸借契約における契約始期又は賃貸借契約変更日が、月の初日以外の日（2日以降）であるときは、翌月からの適用とする。

3 第1項における補助期間は、賃貸借契約における退去日が月の末日であるときはその日が属する月まで、その日が月の末日以外の日であるときは前月までの適用とする。また、入居者が月の途中で退去した場合は、前月までの適用とする。

4 賃貸借契約における退去日以前に契約が終了した場合又は第21条の規定により補助金の交付決定が取り消された場合は、第21条第3項の規定を準用する。

(家賃低廉化の補助の入居者の要件)

第9条 家賃低廉化を受ける専用住宅の入居者は次の各号に定める要件の全てに該当する者とする。ただし、区長が特に必要と認める場合は、その限りでない。

- (1) 第3条第2号及び第3号に定めるひとり親世帯又は児童養護施設等退所者世帯であること。
- (2) 世帯主になる者が継続して1年以上(住民票の異動日より申請日まで)足立区内に在住していること。
- (3) 入居者全員の年間所得(公営住宅法施行令第1条第三号)が189万6,000円以下であること又は年度途中で就労開始の場合は、月額所得が15万8,000円以下であること。ただし、児童養護施設等退所者世帯は除く。
- (4) 入居者全員が生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護、生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)等の住宅支援金などを受けていないこと。
- (5) 世帯主が外国籍を有する場合は、在留資格があること。
- (6) 賃貸人の親族でないこと又は所属する法人等の職員及び従業員でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員並びに足立区暴力団排除条例(平成24年10月足立区条例第37号)第2条2号及び3号に規定する暴力団員及び関係者である者が属する世帯でないこと。
- (8) 戸籍上の配偶者がいないこと。
- (9) 住宅を所有していないこと。

(家賃低廉化の補助の交付申請及び交付決定)

第10条 申請者は、交付申請書(様式第1号)及び住宅確保要配慮者の個人情報の提供に関する同意書(様式第10号)を契約始期より前に区長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請においては、交付申請日から当該申請年度の3月末日までの期間に係る申請をすることとする。
- 3 区長は、第1項の申請を受けたときは、内容を審査し適当と認めるときは、速やかに交付決定通知書(様式第2号)を申請者に通知しなければならない。また、当該決定にあたり、区長が必要と認めるときは、条件を付することができる。
- 4 区長は、補助金の不交付を決定したときは、理由を付けて不交付決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(家賃低廉化の補助に係る入居者の公募、審査及び選定)

第11条 申請者は、入居者の公募、第9条に規定する要件の審査及び選定を行うものとする。ただし、公共住宅に限っては、区が公募及び選定に関わるものとする。

2 前項の審査は、証明となる書類等を提出させることにより審査するものとする。

3 第1項の選定は、抽選又はその他公正な方法により入居者の選定をしなければならない。

4 すでに居住している住戸を対象として、家賃低廉化の補助の交付を受けようとする場合は、この限りではない。

(賃貸借契約)

第12条 申請者は、前条の選定により入居者が決まった場合は、速やかに賃貸借契約を締結するものとする。

2 賃貸人は、入居者が不正な行為によって専用住宅に入居したときは、当該住宅に係る賃貸借契約を解除することを賃貸の条件としなければならない。

3 賃貸人は、次に掲げる場合を除くほか、入居者から権利金、謝金等の金品を受領することその他入居者の不当な負担となることを賃貸の条件としてはならない。

(1) 毎月その月分の家賃を受領する場合

(2) 家賃の3月分を超えない額の敷金を受領する場合

4 賃貸人は、入居者に当該住宅を居住の目的で使用させなければならない。

5 申請者に交付される一月当たりの補助金は、賃貸借契約に基づき入居者が支払うべき家賃の一部とみなし、入居者から家賃低廉化による額(当該家賃から当該補助金の額を減じて得た額をいう。)を徴収するものであることを、当該賃貸借契約において定めなければならない。

(家賃低廉化の補助の継続申請及び交付継続決定)

第13条 申請者は、次年度も継続して当該補助金を受けようとする場合は、年度当初に交付申請書(様式第1号)を区長に提出しなければならない。

2 区長は、第1項による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは交付決定通知書(様式第2号)により、不相当と認めるときは不交付決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(家賃低廉化の補助継続の審査)

第14条 区長は、同一の入居者に係る家賃低廉化の措置について、補助金の交付期間3年経過後において補助金の交付をする場合は、3年ごとに当該入居者について家賃低廉化措置の継続の必要性を審査しなければならない。

2 区長は、前項の審査において所有者等又は入居者に対し、必要と認める事項について報告を求め、書類を提出させ、又は実地に調査することができる。

(入居届)

第15条 区長は、入居者が第12条に規定する賃貸借契約により対象住宅に入居し

たとき、入居届（様式第4号）を申請者から提出させるものとする。

（家賃低廉化の補助に係る補助金交付の変更申請及び変更決定）

第16条 申請者は、補助金の交付決定後において当該補助金の申請内容又は入居者の入居条件に変更が生じる場合は、速やかに変更申請書（様式第5号）を区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の申請を受けた時は、第8条の準用により内容を審査し、適当と認めたとときは、速やかに変更決定通知書（様式第6号）を申請者に通知しなければならない。また、当該決定にあたり、区長が必要と認めるときは、条件を付すことができる。

（家賃低廉化の補助に係る事業の実績報告等）

第17条 申請者は、別表のとおり、それぞれの補助期間に応じて、当該表に定める報告期日に実績報告書（様式第7号）を区長に提出しなければならない。ただし、補助期間の最終月以前の月に補助対象事業が終了する場合は、事業が終了する月の翌月に実績報告書を提出するものとする。

（家賃低廉化の補助に係る補助金の額の確定）

第18条 区長は、前条の規定により申請者が提出した実績報告書を審査し、補助金の交付の決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金額の確定通知書（様式第8号）を速やかに申請者に通知するものとする。

（家賃低廉化の補助に係る補助金の請求）

第19条 申請者は、原則として前条の規定による補助金額の確定通知後、請求書（様式第9号）を区長に提出するものとする。

（補助金の交付及び交付の通知）

第20条 区長は、前条の請求を受けたときは、当該請求内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに申請者に交付しなければならない。

（補助金の交付決定の取り消し）

第21条 区長は、申請者が次のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

- （1） 交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助対象事業又は申請者が補助の対象とする事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。
- （2） 入居者が第9条に掲げる要件に該当しなくなったとき。
- （3） 偽りその他不正の手段により、補助金の交付決定を受けたとき。
- （4） 補助対象事業又は申請者が補助の対象とする事業を廃止したとき。
- （5） 補助金を他の用途に使用したとき。
- （6） 補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は関係法令に違反したとき。

- (7) この要綱の規定の基づく報告等を怠り、又は区長の指示に違反したとき。
- (8) 申請者からの辞退等の申出があったとき。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、区長が補助金の交付を不相当と認める事由が生じたとき。

2 前項の規定は、補助金の額の確定後においても適用する。

3 区長は、第1項の規定による取り消しをしたときは、申請者に取り消した内容及びその理由等を付けて交付決定取消通知書（様式第11号）により通知しなければならない。

（補助対象事業の事故の報告）

第22条 区長は、補助対象事業の遂行が困難となった場合は、申請者にその状況を報告させなければならない。

2 区長は、前項の報告を受けたときは、速やかにその状況を調査し、申請者に書面により適切な指示をしなければならない。

（補助金の返還）

第23条 区長は、第21条の規定による取り消しをした場合において、止むを得ないと認める場合を除き、補助対象事業の当該取り消しに係る部分について、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助金の返還を命じなければならない。

（違約加算及び延滞金）

第24条 区長が前条の補助金の返還を命じたときは、第2条に定める公的賃貸住宅家賃対策調整補助金交付要綱、東京都住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅補助金交付要綱の準用により、申請者は補助金の交付を受けた日から返還までの日数に応じ、返還額につき、年10.95%の割合で計算した違約加算金を納付しなければならない。

2 区長が補助金の返還を命じた場合において、申請者が納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき、年10.95%の割合で計算した延滞金（1,000円未満を除く。）を納付させなければならない。

3 前項に規定による区長が延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額とする。

（権利譲渡の禁止）

第25条 区長は、申請者に補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供させてはならない。

（勧告、助言、援助等）

第26条 区長は、賃貸人又は入居者に対して、この要綱の施行の促進を図るため、勧告若しくは助言をすること、又は必要な限度において援助することができる。

(地位の継承)

第27条 区長は、専用住宅の売買又は所有者に係る相続、合併若しくは分割があった場合、住宅の買受人、相続人、合併後存続する法人又は合併により設立された法人若しくは分割により補助対象事業を継承した者が補助金の交付の継続を希望するときは、第10条による交付申請を提出させなければならない。

(転貸の禁止)

第28条 区長及び賃貸人は、入居者に専用住宅を他の者に転貸又はその入居の権利を他の者に譲渡させてはならない。

(検査、報告及び是正命令)

第29条 区長及び賃貸人は、この要綱に基づき交付された補助金の使途について、必要のあるときは、随時検査を行い、又は報告を求めることができる。

2 区長は、前項の検査又は報告により、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って補助対象事業が実施されていないと認めるときは、期日を指定して是正の措置を命ずることができる。

(その他)

第30条 この要綱の規定により難いものについては、別に規定するものとする。

附 則 (4足都住発第1540号 令和4年11月9日足立区長決定)

この要綱は、令和4年11月10日から施行する。

別表 (第17条関係)

補助期間	報告期日
4月、5月及び6月	7月1日から同月31日まで
7月、8月及び9月	10月1日から同月31日まで
10月、11月及び12月	1月4日から同月31日まで
1月、2月及び3月	3月1日から3月31日

様式第 1 号 (交付申請書)

年 月 日

足立区長

申請者氏名 印
住所

年度 足立区住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅補助金 交付申請書

足立区住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

1 目的及び内容

住宅確保要配慮者の居住の安定確保のため、住宅確保要配慮者専用賃貸住宅への家賃低廉化の補助を行うことで、入居の円滑化を図ることを目的とする。

2 補助対象物件

名称：
所在地：
部屋番号：

3 交付申請額 円

4 交付申請額の算出方法

5 添付書類

- (1) 入居者全員の住民税課税（非課税）証明書又は所得証明書
- (2) 入居者全員の住民票の写し
- (3) 賃貸借契約書の写し又は変更契約書等の写し
- (4) 児童育成手当認定通知書等又は児童扶養手当証書の写し（ひとり親世帯のみ）
- (5) 入居者全員の戸籍謄本等

様式第 2 号 (交付決定通知書)

足都住発第 号
年 月 日

様

足立区長

年度 足立区住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅補助金 交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった 年度足立区住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅補助金について、下記のとおり交付します。

記

- 1 補助対象事業は 家賃低廉化の補助 とする。
- 2 内容は 年 月 日付による交付申請書記載のとおりとする。
- 3 補助の期間は 年 月 日 ～ 年 3月31日とする。
- 4 補助金の月額 は 円とする。
- 5 補助の対象となった事業に要する経費以外の経費に使用してはならない。
- 6 補助金の交付決定内容又は付された条件に異議があるときは、交付決定受領後 30 日以内に補助金交付申請の辞退をすることができる。
- 7 補助金の交付に関しては、前項に定めるもののほか、足立区住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅補助金交付要綱に定めるところによる。

様式第 3 号 (不交付決定通知書)

足都住発第 号
年 月 日

様

足立区長

年度 足立区住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅補助金 不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった 年度足立区住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅補助金について、下記の内容により不交付を決定します。

記

1 不交付の理由：

様式第 4 号 (入居届)

年 月 日

足立区長

申請者氏名 印
住所

年度 足立区住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅補助金交付事業による入居届

年 月 日付足都住発第 号をもって補助金の交付決定の通知を受けた標記事業について、住戸の決定及び入居者が入居したので、関係書類を添えて、下記のとおり報告します。

記

- 1 入居する住棟名及び住所：
- 2 住戸名（部屋番号等）：
- 3 入居年月日： 年 月 日
- 4 添付書類
(1) 入居者及び同居者全員の住民票の写し

様式第 5 号 (変更申請書)

年 月 日

足立区長

申請者氏名 印
住所

年度 足立区住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅補助金 変更申請書

年 月 日付足都住発第 号をもって補助金の交付決定の通知を受けた標記事業については、当該決定の額及びその内容を変更したいので、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

1 補助対象物件 名称
所在地
部屋番号

2 補助対象事業 家賃低廉化の補助

3 変更前の申請額 円 (補助額 円)

4 変更後の申請額 円 (補助額 円)

5 変更理由

6 添付書類

- (1) 入居者全員の住民税課税 (非課税) 証明書又は所得証明書
- (2) 入居者全員の住民票の写し
- (3) 賃貸借契約書の写し又は変更契約書等の写し
- (4) 児童育成手当認定通知書等又は児童扶養手当証書の写し (ひとり親世帯のみ)
- (5) 入居者全員の戸籍謄本等

様式第 6 号 (変更決定通知書)

足都住発第 号
年 月 日

様

足立区長

年度 足立区住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅補助金 変更決定通知書

年 月 日付で申請のあった 年度足立区住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅補助金交付の変更申請書について下記のとおり変更決定したので通知します。

記

- 1 変更する補助対象事業は 家賃低廉化の補助 とする。
- 2 内容は 年 月 日付による変更申請書のとおりとする。
- 3 変更の開始期間は 年 月 日 ～ 年 3月31日とする。
- 4 変更となった補助金の月額 は 円とする。
- 5 補助対象となった事業に要する経費以外に使用してはならない。
- 6 補助金の交付決定内容又は付された条件に異議があるときは、変更決定受領後 30 日以内に補助金交付変更申請書の辞退をすることができる。
- 7 補助金の交付に関しては、前項に定めるもののほか、足立区住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅補助金交付要綱に定めるところによる。

様式第7号（実績報告書）

年 月 日

足立区長

申請者氏名 印
住所

年度 足立区住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅補助金 実績報告書

年 月 日付足都住発第 号をもって補助金の交付決定の通知を受けた標記事業については、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助対象物件 名称
所在地
部屋番号

- 2 補助対象事業 家賃低廉化の補助

- 3 補助金の交付月額 円
補助金の精算額 円（年 月～年 月分）

- 4 補助事業の実施期間 自 年 月 日
至 年 月 日

様式第 8 号 (確定通知書)

足都住発第 号
年 月 日

様

足立区長

年度 足立区住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅補助金 確定通知書

年 月 日付で実績報告のあった 年度足立区住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅補助金について、下記のとおり額を確定したので通知します。

記

- 1 補助対象事業 家賃低廉化の補助
- 2 補助金の精算額 円 (年 月～ 年 月分)
- 3 交付確定月額 円

様式第9号（請求書）

請求書兼口座振替依頼書

¥ _____ . 一

(内訳)

(支払金の内容) 家賃低廉化の補助

ただし、年 月 日 付 足都住発第 号により補助金の交付決定を受けた
年度 足立区住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅補助金について請求します。

なお、支払い金額は下記の口座にお振込みください。

年 月 日

(提出先)

足 立 区 長

所在地 _____

法人名 _____

代表者役職・氏名 _____

⑩

振 込 口 座	振込先金融機関	銀 行 信用金庫 信用組合 農 協	本店 支店 出張所
	預金種別	1 普通 2 当座 4 貯蓄 (○で囲む)	
	口座番号		
	フリガナ		
	名 義		

(注) 個人名義または別法人の口座に振り込むときは、別途、委任状が必要です。

様式第 10 号 (同意書)

年 月 日

足立区長

申請者氏名

住所

個人情報の提供に関する同意書

年度 足立区住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅補助金 (以下、補助金という。) の申請に伴う個人情報に関して、下記の内容にて提供することに同意します。

記

1. 補助金の申請等に伴う個人情報の提供
2. 補助金の交付要綱 第 3 条 1 項 6 号に定める賃貸人への個人情報の提供
3. 足立区への個人情報の提供

年 月 日

申込者氏名 :

※自署で記入しない場合のみ押印してください。

様式第 11 号（交付決定取消通知書）

足都住発第 号
年 月 日

様

足立区長

年度 足立区住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅補助金 交付決定取消通知書

年 月 日付で補助金の交付決定の通知を行った 年度足立区住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅補助金について、下記の内容にて交付決定の取消を通知します。

記

1. 取消の理由：

2. 取消を行う年月： 年 月